

学校感染症拡大防止のための 学内感染対策ガイドライン

令和5年5月6日改定
東京音楽大学

学校安全衛生法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した場合は、以下の一覧の通り出席停止基準が設けられています。流行時や罹患時は、学校感染症拡大防止へのご協力をお願いします。
尚、国や東京都の指針、地域の流行拡大状況により対策強化が必要な折は、別途お知らせします。

学校における予防すべき感染症

※学校安全衛生法施行規則第18条

以下の感染症に罹患した場合は、学校安全衛生法に基づき、感染拡大防止のため、出席停止となります。

種類	病名	出席停止期間の基準 (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。)
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで。
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ベスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）	
	鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）	
	中東呼吸器症候群	
	新型インフルエンザ等感染症	
第二種	インフルエンザ（H5N1、H7N9および新型を除く）	発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ解熱・咳などの症状が軽快した後一日経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は、五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後五日間を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他	その他の感染症	※溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など ※医師が感染のおそれがないと認めるまで

【1】感染症流行時の学内感染対策

1. 流行時・体調不良時に推奨される感染予防策

体調管理

- 体調管理に努めてください。
- 発熱や咳、嘔吐・下痢などの症状がある場合は、重症化リスクのある方をはじめ、周囲への配慮としてマスクを着用し、自宅療養や早めの受診・検査をするよう心掛けましょう。
- 学校感染症に罹患した際は、P3.【2】の申請を行ってください。（公欠対象）
- 免疫低下は感染リスクを高めますので欠食・不眠の改善に努め、適度な運動を心がけましょう。

マスク着用（マスク着用が推奨される場面では不織布マスクを使用してください）

- マスク着用は任意です。但し、活動内容や状況により感染拡大の恐れがあると大学が判断し、指示を出す場合にはマスク着用をお願いします。（マスクは必ず携帯してください）
- 新型コロナ感染後の通学時は、発症から10日経過するまでマスク着用をお願いします。
- 感冒様症状（体熱感・悪寒・咳・鼻水など）が出始めた際は、マスクを着用しましょう。
- 以下のようなシーンでは自他共に感染から守る目的で、マスク着用を推奨します。
 - 換気が不十分な場所で密接して長時間会話する・混雑した電車やバスに乗るとき
 - 試験や演奏会など大切なイベントが近い・陽性者と濃厚接触して感染が不安なとき
※感染力が強い期間（発症2日前～発症後5日まで）に陽性者と濃厚接触した場合は最終接触から5日程度はマスク無し活動を控え、体調観察を行いましょう。

手指の清潔

- 登校時・帰宅時・食事前・トイレの後・不特定多数の人が触れる物（共有の楽器やPC・電話・手すり・ドアノブ・机など）を利用した後は手洗いや手指消毒を推奨します。
- 消毒剤で濡れた手で楽器に触らないよう気を付けてください。
- 共有物に触った後や不潔な手で顔や髪の毛をむやみに触らないように気を付けましょう。

密閉・密集・密接の回避

- 換気に努め、3密（密閉・密集・密接）を回避しましょう。
- 複数人での同室利用時は、1m程度距離を取ることをご検討ください。
体調不良など感染不安がある場合は、短時間にとどめ、発声時はマスク着用をお勧めします。
- 会食シーンでの感染を避けたい場合は、飲食中は黙食し、マスクを着用して会話する事を推奨します。
- 流行期に屋内で人が多く集まるイベントや飲み会等へ参加した後は、体調観察やマスク着用するなど各自で感染拡大防止に努めましょう。

2. 学内で感染の連鎖が懸念される場合・・・

- 音楽大学特有の事情により、発声や管楽器演奏活動など飛沫や呼気が広く飛ぶ活動に際して、教科ごとにマスク着用や距離の確保などお願いする場合があります。
- 以下の場合で、体調確認や入構制限・施設利用ルールなど、基本の対策に加えて感染拡大防止の強化措置が必要となった際は別途、対応をお知らせします。

- * 国や自治体から指導があった場合
- * 同一活動内で集団感染が起こった場合（同時期に3名以上感染した場合は、医務室へご報告ください）
- * その他、大学が必要と判断した場合

【2】学校感染症罹患時

1. 出席停止と申請

学校における注意すべき感染症（P1 参照）と診断された場合、医師が指示した期間を出席停止とします。
医師の許可が出るまで通学は出来ません。

※医師が記載した診断書や感染を証明する書類の提出が必要です。（下段2. 参照）

※適切な申請により公欠の対象となりますが、最終的な出欠席の判断は教員が行います。

※教職員の方は、勤怠に関するお問合せは人事課へ、業務に関するお問合せは所属までお願いします。

◆◆ 学校感染症の申請 ◆◆

<学 生> 医務室へ連絡後、Vivo 学校感染症対策ページで申請手続きを行ってください。

<教職員> 医務室まで電話またはメールでご報告ください。

※申請についてのご相談・お問合せは医務室までお願いします。

医務室連絡先・開室日はこちら⇒ 医務室カレンダー（vivo 医務室掲示板参照）

2. 罹患から登校再開までの流れ

① 医療機関を受診して学校感染症と診断および出席停止の指示がでたら医務室に連絡してください。

※ 受診の際は、医師に出席停止が必要か確認してください。
学校感染症に係る出席停止指示がない場合は公欠対象になりません。

② Vivo「学校感染症報告・申請ページ」の注意事項を確認し、手順に沿って申請を行ってください。

※欠席する授業等は、事前に「UNIPA＞クラスプロファイル＞授業 Q&A」を通じて教員へご連絡ください。

※事後報告のみの場合、公欠対象にならない可能性があります。ご注意ください。

※高熱など体調が悪くて報告が遅れる場合も、通学再開前には必ず申請・連絡をお願いします。

③ 指示期間は自宅で静養してください。

④ 療養期間終了時に、再度受診して主治医より登校許可を受けてください。

その際、大学書式「学校感染症治癒後 登校許可証明書」を医師に記載してもらってください。

※証明書は Vivo「学校感染症対策ページ」よりダウンロードできます。

※医療機関の診断書の場合、「氏名」「病名」「出席停止期間」「医療機関及び医師の署名」が必要です。

⑤ 登校再開初日は、まず医務室に「学校感染症治癒後 登校許可証明書」を提出し、受領印を受けます。

⑥ 医務室受領印のある証明書の写しを欠席した授業ごとに担当教員へ提出します。

学校保健安全法で定める学校感染症に罹患した学生について、下記の証明書記入をお願い申し上げます。

*「学校感染症治癒証明書」による情報は、医務室・所属学科・教務課で共有し、原則、第三者への開示をいたしません。ただし、学内集団感染の可能性および本人の生命・安全の保護など緊急を要する場合や法令によって必要な場合は、本人の同意を得ずに第三者に開示することがあります。

【お問合せ】東京音楽大学医務室 03-6455-2761 または 03-3982-3265

学生記入欄

感染症登校許可証明書

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

※提 出 : ①登校許可後の授業出席前に当書類を医務室に提出してください。
②当書類に医務室受領印を受けた後、各自で必要枚数コピーを取り、欠席した授業等の担当教員に提出してください。

医師記入欄

上記の者を学校感染症と診断しました。本疾患が軽快し、感染症予防上登校しても支障ないと判断します。

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
登校開始可能日 令和 年 月 日

【感染症名】（該当欄に✓印をつけてください）

病 名	学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間
☐ インフルエンザ（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ 不明）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
☐ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ服薬に依らず解熱し、その他症状が軽快した後1日経過するまで。
☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
☐ 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
☐ 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
☐ 風しん	発しんが消失するまで
☐ 水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
☐ 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
☐ 流行性角結膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
☐ 結核	
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	
☐ その他の学校感染症	
【病名】	

令和 年 月 日
医療機関名
住 所
電 話 番 号
医 師 名 ⑩

学校記入欄

提出先	受領日	受領者
医務室	年 月 日	